実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年三月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日一一〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年三月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市箕田字九右エ門一七四〇番一まで	前	A　一九・七六～一八・三七一	七一・六〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　一九・七六～一八・三七一 〇・〇〇～二五・七六 二〇・二七二	七一・六〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○四国地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千八号徳島東部都市計画公園事業六・六・五号南部健康運動公園
三　事業施行期間　自平成十二年十月十七日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	糸島市東字スス町三四九番一から同市東字若宮三〇二番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十八日

○北海道開発局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・四十七号文教通
三　事業施行期間　自令和二年四月六日至令和十一年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　令和七年北海道開発局告示第三十六号の事業地のうち高丘町地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし